

第2子（3歳児～5歳児）の保育料無料化のお知らせ

石井町内に住所を有し、認可保育園（所）・認定こども園（保育部）を利用する第2子（3歳児～5歳児）の保育料について、これまでの半額負担（下記①の場合）を**無料**に変更します。

<変更内容>

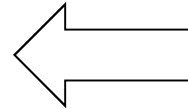
①第1子が小学生以上18歳未満である場合

[平成30年9月分の保育料から]

第2子	<u>無料（3歳児～5歳児）</u> 半額（0歳児～2歳児）
第3子以降	無料

[平成30年8月分の保育料まで]

第2子	半額
第3子以降	無料



（※いちばん上の子どもが18歳に達した場合は、その下の子ども（18歳未満）を第1子として数えます）

②第1子が小学校就学前（支給認定子ども）である場合

[これまでと変更なし]

第2子以降	無料
-------	----

<目 的>

石井町では、徳島県による保育料軽減助成制度の拡充（第2子である3歳児～5歳児保育料無料化に対する助成）を活用し、多子世帯の子育てに対する経済的支援を図るため、上記の保育料無料化を実施します。

※3歳児とは、4月1日時点において満3歳に達している児童であり、年度途中で満3歳の誕生日を迎える児童は対象となりません。

お問い合わせ先 子育て支援課 TEL 088-674-1623